

令和〇〇年（ケ）第〇〇〇〇号

債権者 〇〇〇〇株式会社

債務者 △ △ △ △

所有者 □ □ □ □

## 書留郵便に付する送達の上申書

東京地方裁判所民事第21部 御中

令和〇〇年〇〇月〇〇日

債権者 〇〇〇〇株式会社

債権者代理人 ○ ○ ○ ○ 印

(電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

上記当事者間の御庁令和〇〇年（ケ）第〇〇〇〇号担保不動産競売申立事件について、債務者△△△△及び所有者□□□□に対する競売開始決定正本の送達が、いずれも全戸不在との理由で不奏功となっておりますが、別紙調査報告書記載のとおり、同人らの就業場所は判明せず、かつ、住所地における同人らの所在が確認できたので、同人らに対し、書留郵便に付する送達を実施されるよう上申します。

### 添付書類

1 報告書 1通

2 住民票 2通

令和〇〇年（ケ）第〇〇〇〇号

債権者 〇〇〇〇株式会社

債務者 △ △ △ △

所有者 □ □ □ □

## 報 告 書

東京地方裁判所民事第21部 御中

令和〇〇年〇〇月〇〇日

債 権 者 〇〇〇〇株式会社

債権者代理人 〇 〇 〇 〇 印

（電話 〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇）

上記当事者間の御庁令和〇〇年（ケ）第〇〇〇〇号担保不動産競売申立事件について、債務者△△△△及び所有者□□□□の就業場所及び所在について調査したので、報告します。

1 債権者（〇〇〇〇株式会社）において把握していた両名の住所地は、住民票と同じく港区〇〇町1-1-1-412であり、電話番号は03-1234-5678であった。

また、就業場所は、所有者□□□□については把握しておらず、債務者△△△△について把握している最終の就業場所は××株式会社の〇〇部（電話〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇）であった。

2 令和〇〇年〇〇月〇〇日、当職が、上記自宅の電話番号（03-1234-5678）に架電したところ、「この電話は現在使われておりません。」とのメッセージであった。

また、同月〇〇日午前10時7分、当職が債務者△△△△の就業場所である××株式会社の〇〇部（電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇）に架電し、債務者△△△△について聴取したところ、「同人は令和〇〇年11月1日に契約が切れ、その後は関係がない。その後の同人の就業場所、所在についてはわからない。電話も通じないし、郵便物を出しても返事は来ず、住所地に行っても応答がない。」とのことであった。

3 令和〇〇年〇〇月〇〇日午後1時10分～1時40分、当職が債務者△△△△及び所有者□□□□の住所地である「〇〇〇〇マンション」（港区〇〇町1-1-1）に赴き、同マンションの管理人〇〇〇〇氏に面談したところ、「債務者△△△△も所有者□□□□もこのマンションの412号室に住んでいることは間違いない。しかし最近は、中にいても玄関のベルにはまったく応答しない。□□□□（所有者）は高齢で体の具合も悪く、家にいるだけで特に働いてはいないようである。△△△△（債務者）は、夜になるとどこかへ出かけるが、そう長い時間ではない。現在、どんな仕事をしているのかもわからない。」とのことであった。

4 以上のとおり、債務者△△△△及び所有者□□□□の就業場所は、調査したが判明しなかった。また、聴取の結果、両名は、住民票上の住所である港区〇〇1-1-1-412に居住していることが確認できた。

以上